

第8 相続法改正

1 改正作業のこれまでの経過

法務大臣は、2015（平成27）年2月の諮問第100号（以下「諮問」という）において「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われる」と指摘した。

この背景について、西希代子「配偶者相続権」（水野紀子編著『相続法の立法的課題』有斐閣57頁）は、「きっかけとなったのは、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定める民法900条4号ただし書前段を違憲とした最高裁平成25年9月4日大法廷決定（民集67巻6号1320頁。以下『最高裁決定』という）である。最高裁決定後、内閣は直ちにこの条項部分を削除する法案を提出したが、その際、与党の一部国会議員から、家族制度や婚姻制度の否定につながる、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるなどの批判が相次ぎ、法務省が生存配偶者（法律婚配偶者）を保護するため相続法制の見直しを検討することを条件として、かろうじて法改正が実現したという経緯がある」という。これは、法律婚保護の強化が、改正における重要課題であることを意味する。

諮問を受けて、2015（平成27）年4月から2017（平成29）年7月までに法制審議会民法（相続関係）部会（以下「部会」という）において検討が行われた。そして、2016（平成28）年7月12日から9月30日まで「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という）について意見募集（パブリックコメント）が実施された。その後、要綱案たたき台（2）（以下「たたき台（2）」という）が作成され、その一部である「民法（相続関係）等の改正に関する追加試案」（たたき台（2）の第2の1ないし4、及び、第4の1。以下「追加試案」という）について、2017（平成29）年8月1日から9月22日まで意見募集（パブリックコメント）が実施され、日弁連のほか、東弁・二弁・大阪弁等が意見書を提出した。

たたき台（2）の概要は以下のとおりであり、法律婚保護の強化だけではなく、様々な提案がなされている。多様な家族の在り方があることに配慮し、法律婚保護の強化だけではなく、改正の必要性の有無（及び有としたときの具体的内容）について幅広く検討する方向性は、適切なものである。

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 短期居住権の新設

配偶者が、相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその建物を使用することができるようにする。

2 長期居住権の新設

配偶者が、居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に長期居住権を取得させることができるようにする。

第2 遺産分割に関する見直し等

1 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方が他の一方に対し、居住用不動産の全部又は一部を遺贈又は贈与したときに、民法903条3項（持戻し免除）の意思表示があったと推定する。

2 仮払い制度等の創設・要件化

家事事件手続法200条の保全処分の要件を緩和することとともに、一定の要件を満たすときは家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める。

3 一部分割

4 相続開始後の共同相続人による財産処分

追加試案では、共同相続人の一人が遺産の分割前に遺産に関する財産を処分したときの規律として【甲案】遺産としてなお存在するものとする考え方（遺産分割案）と、【乙案】他の共同相続人が償金を請求できるものとする考え方（償金請求案）が提案された。

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

財産の特定に関する事項については、自書でなくてもよいものとする。

2 自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言保管機関を設ける）

3 遺贈の担保責任

4 遺言執行者の権限の明確化等

第4 遺留分制度に関する見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

遺留分権利者の権利行使によって、遺贈又は贈与の目的物について当然に共有状態（物権的効果）が生ずることとされている現行の規律を改め、遺留分権利者の権利行使により、原則として金銭債権が発生することとする。

2 遺留分の算定方法の見直し

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

第5 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し

1 権利の承継に関する規律

2 義務の承継に関する規律

3 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効力等

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の者が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができるようにする。

2 パブリックコメントの結果の概要

2017（平成29）年10月17日に部会は調査審議を再開し、追加試案に関するパブリックコメントを受けた今後の検討の方向性について検討した。

追加試案のうち、たたき台（2）第2の1（持戻し免除の意思表示の推定規定）及び同第2の3（一部分割）については賛成が多かったため、方向性は維持される。

これに対し、たたき台（2） 第2の2（仮払い制度等の創設・要件化）、同第2の4（相続開始後の共同相続人による財産処分）、及び、第4の1（遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し）については反対意見を考慮し、新たな提案について検討されている。

3 今後の重要課題

相続法制の見直しは、国民生活に大きな影響を及ぼすものであるから、様々な場面を具体的に想定し、適切な内容としていくことが必要である。未だ議論は流動的な状況であるから、今後の部会における調査審議等に応じて、慎重な検討を継続しなければならない。

以下では、現時点において深刻な意見の対立があり、かつ、弁護士業務にも大きな影響を与えるものとして、①配偶者の居住権を長期的に保護するための方策、②配偶者保護のための方策、③相続開始後の共同相続人による財産処分、④遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し、及び、⑤相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について検討する。

（1） 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

たたき台（2）の第1は、「特に、相続人である配偶者が高齢者である場合には、住み慣れた居住建物を離れて新たな生活を立ち上げることは精神的にも肉体的にも大きな負担となると考えられることから、高齢化社会の進展に伴い、配偶者の居住権を保護する必要性は高まっているものと考えられる」こと（中間試案の補足説明2頁）、及び、「高齢化社会の進展に伴い、相続開始時点で配偶者がすでに高齢となっている事案が増加しているが、平均寿命の伸長に伴い、そのような場合でも、その配偶者がその後長期間にわたって生活を継続することも少なくない」こと（中間試案の補足説明8頁）を背景としている。

このような事情からすれば、高齢配偶者の居住権を確保するために、長期居住権を新設することには一定の合理性がある。中間試案に対するパブリックコメントでは賛否が拮抗したところ、反対意見には長期居住権の財産評価方法等の具体的内容が不明確であることを理由とするものが相当数あった。その問題点は未だ解決されていないところであり、日弁連・東弁等は、追加試案に関する意見書にあえて長期居住権に関する提案に問題があることを指摘した。今後は、①長期居住権の有無や価額、買取請求権等に関して新たな紛争が生ずるおそれがあること、②不動産流通が阻害されるおそれがあることなどを意識しつつ、要件・効果について適切に定めることの可否を具体的に検討していくべきである。

（2） 配偶者保護のための方策

中間試案は、配偶者の相続分の見直しの方向性を示したが、パブリックコメントでは反対意見が多かったこともあり、追加試案では、まったく異なる提案（持戻し免除の意思表示の推定規定）がされた。この方向性は適切であるが、「高齢配偶者の生活保障」という目的に照らして合理的な規律となるよう要件・効果を丁寧に検討する必要がある。

（3） 相続開始後の共同相続人による財産処分

遺産分割時に現実に存在する財産を分配するという遺産分割の伝統的な考え方による場合は、共同相続人の一人が遺産分割前に遺産の一部を処分した場合、当該処分をした者とそれ以外の者との最終的な取得額が処分されなかったときと異なるという不公平が生じる。最大決2016（平成28）年12月19日（民集70巻8号2121頁）が預貯金債権は遺産分割の対象となると判断したことにより、この不公平が問題となる場面が増えることは、追加試案の補足説明31頁以下の指摘するとおりである。そのための対応策として、追加試案の【甲案】は遺産としてなお存在するものとする考え方（遺産分割案）であり、基本的に賛成できる。ただし、実務への影響が極めて大きいと考えられるから、遺産分割調停の進行が停滞しないかなど、現実的な視点から丁寧に検討すべきである。

（4） 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

たたき台(2)の第4は、「明治民法が採用していた家督相続制度の下では、遺留分制度は家産の維持を目的とする制度であり、家督を相続する遺留分権利者に遺贈又は贈与の目的財産の所有権等を帰属させる必要があったため、物権的効果を認める必要性は高かったが、現行の遺留分制度は、遺留分権利者の生活保障や遺産の形成に貢献した遺留分権利者の潜在的持分の清算等を目的とする制度になっており、その目的を達成するために、必ずしも物権的効果まで認める必要性はなく、遺留分権利者に遺留分侵害額に相当する価値を返還させることで十分ではないかとの指摘もされている」こと(中間試案の補足説明56頁)を背景としている。

遺留分減殺請求権について物権的効力を廃止し、これを金銭債権化することに賛成する。このことによって、減殺後の共有物分割を巡る争いが生じなくなり、相続紛争の早期解決が期待できる。これは、当事者の意思にかなう場合が多いと思われる。また、遺留分権利者にどうしてもその物を相続したいという希望があったときに物権的効力を認めても、共有(そして共有物分割請求権)という形でしか認められないのであるから、金銭債権化しても、価値的に大きな不利益変更を被るわけではない。中間試案のパブリックコメントにおいても「原則金銭債権とする点については、これに賛成する意見が多数を占めた」とされている。

問題は、例外を認めるべきか否か(認める場合にはその要件)にある。追加試案では、「金銭債務の全部又は一部の支払に変えて、受遺者又は受贈者が現物給付することができる」という規律が提案されているが、物権的効力を否定する以上は、例外としても、受遺者の意向のみによる現物返還を強制しないというのが一貫しており、簡明ではないかと思われる。日弁連の意見書では「金銭債権化だけで足りる」とされており、この場合でも、当事者間において代物弁済で処理するのは一般法理に従って行うことは可能である。ただし、どうしても受遺者の意向を酌むべき場合があるという指摘にも一定の合理性があるから、例外を定めることの要否、仮に必要であるときにはその要件について、具体的事例を想定しつつ丁寧に検討すべきである。また、手続法の改正の要否についても、あわせて検討すべきである。

(5) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

たたき台(2)の第6は、「被相続人の生前には親族としての愛情や義務感に基づき無償で自発的に療養看護等の寄与行為をしていた場合でも、被相続人が死亡した場合にその相続の場面で、療養看護等を全く行わなかった相続人が遺産の分割を受ける一方で、実際に療養看護等に努めた者が相続人でないという理由でその分配に与れないことについては、不公平感を覚える者が多いとの指摘がされている」ことを背景としている(中間試案の補足説明80頁)。

中間試案に対するパブリックコメントでは賛否が拮抗していたが、たたき台(2)は、「療養看護その他の労務の提供をし、これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の著しい寄与をした者」が各相続人に対して金銭請求できるものとする規律を提案している。

相続法制は国民生活に与える影響が極めて大きいところであるため、その改正にあたっては国民的なコンセンサスを得ることが必要不可欠である。その意味では、賛成意見にも理由があることを意識すべきである。しかし、一方で、無償で自発的に寄与行為をすることが前提であれば、契約その他の法的手段によって救済されないことが素直な帰結であるうえ、権利者を増やすことによって紛争が長期化・複雑化するおそれもある。部会資料7の12頁には「無償で近親者が療養看護等を行うことについてインセンティブを与えることにつながり、あるいはそのようなメッセージを社会に発することになり得るが、このような方向性が高齢化社会を迎えた我が国において目指すべき姿といえるのか」という指摘がある。その問題点は未だ解決されていないところであり、日弁連・東弁等は、追加試案に関する意見書にあえて、相続人以外の者の貢献を考慮する提案に問題があることを指摘した。今後は、このような見地を総合し、相続が生じたことを契機として、相続人ではない者に新たな権利を認めることの適否(また、適切であるとした場合の要件)について慎重に検討すべきである。